

福祉事務所

1 沿革

東京都においては、昭和 26 年 10 月 1 日社会福祉事業法施行とともに条例で福祉地区を設け、その地区に福祉行政の実施機関として、知事の管理する福祉事務所を設置しました。

昭和 40 年 4 月 1 日地方自治法の一部改正により、住民に身近な事務事業が特別区に移管されることとなり、福祉事務所も区に移り、新たに文京区福祉事務所として再発足しました。昭和 61 年 4 月 1 日には福祉部長が福祉事務所長を兼務する大福祉事務所制（対象者別組織）となりました。

福祉事務所は、生活保護法を始め、福祉諸法に基づき、地域福祉を推進する住民サービスの第一線行政機関として業務内容の充実や組織、機構の改革を行ってきました。

2 業務内容

文京区福祉事務所は、文京区が設置した行政機関で、文京区の区域を管轄区域とし、主として社会福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）による保護、援護、育成、更生などの業務を行っています。

所在地・建物

春日一丁目 16 番 21 号
文京シビックセンター内
福祉事務所 9・11 階部分使用

3 生活保護法

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。

この憲法によって保障された生存権を具体化するために社会保障制度があり、その中でも公的扶助制度として生活保護制度があります。

生活保護は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（法第 1 条）としています。

生活保護には、重要な三つの原理があります。第一に、「すべての国民は、保護を無差別平等に受けることができる」という無差別平等の原理（法第2条）。第二に、「健康で文化的な生活水準を維持することができる」ことを保障する最低生活の原理（法第3条）。第三に、「保護は、生活に困窮する者が、自己の利用し得る資産や働く能力その他あらゆるものを利用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われるものとする」という補足性の原理（法第4条）があります。

生活保護を受ける場合は、原則として、要保護者かその扶養義務者などの申請に基づいて行われます。

申請があると、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）がその家庭の実状を調査し、その世帯の保護基準による最低生活費を計算し、収入と対比して保護の要否を判定します。

保護が必要とされた場合は、居宅において必要な金銭や医療等の給付を行うのが原則ですが、居宅において保護することが困難なときは、病院や各種施設において保護することになります。

4 身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障害者の更生を援護し、必要な保護を行い、すべての障害者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年12月に制定されました。その後の改正で逐次内容の充実が図られてきましたが、昭和61年9月の改正で新たに内部障害に小腸機能障害、平成10年4月からは免疫機能障害、平成22年4月から肝臓機能障害が加えられ、対象範囲も拡大されました。身体障害の原因には、先天的なものと事故・病気などによる後天的なものとがあります。

この法律の実施機関として、福祉事務所では、専門的、技術的知識を持った身体障害者福祉司を配置し、保護の相談に応じ、社会的更生の方途について支援しています。

また、区長から委託された身体障害者相談員が地域社会での相談等を行っています。

5 知的障害者福祉法

知的障害者に対する福祉施策については、昭和35年3月31日知的障害者の更生を援助するとともに、必要な保護を行い、知的障害者の福祉を図ることを目的として、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）が制定され、社会一般の理解と関心も次第に高まり、その援助も逐次増進されてきました。

この法律の実施機関として、福祉事務所では、専門的、技術的知識を持った知的障害者福祉司を配置し、保護の相談に応じ、社会的更生の方途について支援しています。

また、区長から委託された知的障害者相談員が、地域社会での相談等を行っています。

6 老人福祉法

高齢者の福祉を促進するため、昭和 38 年 8 月に施行された老人福祉法には、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」（法第 2 条）という基本理念がうたわれています。これにより本区でも高齢者の福祉を専門に取り扱う老人福祉指導主事を配置し、高齢者の在宅生活支援及び養護老人ホーム入所措置等を行っています。

7 母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法

母子家庭の母は子どもを養育しながら、一家の生計も維持するという二重の負担を背負い、特別の援助が必要であるところから昭和 28 年 4 月 1 日「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が施行され、母子福祉資金制度、母子相談員制度その他が制定されました。さらに、昭和 39 年 7 月 1 日「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が廃止され、これに替わる「母子福祉法」が誕生しました。その後、昭和 56 年 6 月 11 日同法が「母子及び寡婦福祉法」に改正され、昭和 57 年 4 月 1 日から施行されました。平成 26 年 10 月 1 日には、父子家庭への支援を拡大し「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されました。本区では、母子父子自立支援員を福祉事務所に配置し、母子及び父子家庭の一身上の相談や母子及び父子福祉資金貸付等に関する相談に応じ、その自立更生に必要な助言、指導を行っています。

また、「児童福祉法」は、児童の保護を目的として昭和 23 年 1 月に施行されて以来、さまざま 改正を経て今日に至っています。平成 16 年には、児童虐待への対策を中心として改正が行われ、令和 4 年には、子育て世帯に対する包括的な支援の体制の強化を行うために改正が行われました。また、平成 28 年の改正により、特別区において児童相談所を設置することが可能となったことを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日より本区に児童相談所が開設されました。

本区では、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健サービスセンター及び生活福祉課等が連携して、児童虐待の防止に取り組んでいます。

組織及び事務分掌
(令和7年4月1日現在)

